

2018 年 7 月 11 日

返戻金について

当社の情報提供により採用された求職者が、入社後、当人の一方的な事由により退職した場合や、紹介先の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は在職期間による料率から算出した金額を返戻するものとします。

但し、求職者に対する処遇及び労働条件等が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職は、この限りではありません。

*成功報酬の返戻については、その事由発生的事实を当社に書面で申し入れ、当社がその申し出を受領した月末で締め翌月 20 日に銀行振込により返金を行います。

*但し、本件制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において定めます。

東京都中央区京橋
2-5-21 京橋 NS ビル 4F
東 商 株 式 会 社